

新潟県テレワーカー・フリーランス移住応援金 Q & A
(令和2年10月現在)

□対象者の要件【テレワーカー】

勤務先の企業の本社や所属部署の所在地は、新潟県外である必要がありますか？

- 本社の所在地は県内外を問いません。
申請者自身が所属する部署の所在地は、新潟県外である必要があります。

新潟支店への転勤により県内に転入することになった場合は対象になりますか？

- 対象となりません。
県内の事業所への転勤、出向等の人事異動は対象となりません。
県外の事業所に所属したまま、県内に転入した場合が対象です。

転入日から1年以上継続してテレワーク勤務命令が出ていることはどのように確認するのですか？

- 就業先の企業が提出する勤務証明書（別記第3号様式）により確認します。
勤務先に記載してもらい、提出してください。

採用と同時に新潟県内でのテレワークが認められた場合は、対象になりますか？

- 移住前の就業期間の要件はありませんが、配属先が県外の事業所である必要があります。採用時の配属先が県内の事業所である場合は対象となりません。

□対象者の要件【小規模企業者の代表者】

小規模企業者に該当するのはどのような者ですか？

- 小規模企業者は、中小企業基本法第2条第5項に規定する、従業員20人以下(商業(卸売業・小売業)・サービス業は5人以下)の事業者等を指します。

業種	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業その他の業種	20人以下
卸売業、サービス業、小売業	5人以下

- ご自身の事業がどの業種に分類されるのかは、以下の手順でご確認ください。
(1) 日本標準産業分類で、分類項目名、説明及び内容例示からどの分類にあてはまるのかご確認ください。

【総務省 日本標準産業分類】

http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html

(2) 次に、下記URLの対応表からどの業種に該当するのをご確認ください。

http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/kaitei_13.pdf

(3) 別業種に属する複数の事業を持つ場合は「主たる事業」に該当する業種で判断されます。

個人で事業を行っていますが、対象となりますか？

- 個人事業主も対象となります。

開業届を出していませんが、対象となりますか？

- 対象となります。ただし、転入前に1年以上継続して事業を行っていたことが確認できる必要があります。

□対象者の要件【その他】

外国人ですが、対象となりますか？

- 外国人の場合は、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格が必要です。申請時に在留カード（特別永住者の場合は特別永住者証明書）のコピーを提出してください。

新潟市が実施する移住促進特別支援金（体験居住）の交付を受けましたが、対象となりますか？

- 対象となります。

十日町市が実施する「新潟県十日町市ふるさと回帰UIターン補助金」の交付を受けましたが、対象となりますか？

- 対象となります。

□申請方法

申請できるのはいつですか？

- 県内に転入後、令和3年3月15日【必着】までに申請してください。
- 事業を営んでいる場合は、申請時点で事業所を県内に移転済みであることが必要です。
- なお、申請期限内であっても、予算上限額に到達した場合は交付決定できませんので、対象となる場合は速やかに申請してください。

申請書の提出先を教えてください。

- 申請書の提出先は下記のとおりです。

新潟県産業労働部 しごと定住促進課 U・I ターン就業促進班
〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁11階

<持参する場合>

土日・祝日・年末年始を除く9時から17時までの間に持参してください。

申請書は郵送で提出してもよいですか？

- 郵送での提出も可能です。封筒の表面に「移住応援金申請書類在中」、裏面に申請者の住所、氏名を明記の上、簡易書留等、記録が残る方法で送付してください。郵送の場合も、令和3年3月15日【必着】となります。

□その他

応援金の振込先口座に、本人以外の口座を指定することはできますか？

- できません。申請者本人の口座を指定してください。

応援金の交付決定を受けた後、住所に変更が生じました。手続きは必要ですか。

- 交付申請書の記載内容に変更が生じた場合は、変更届の提出が必要となります。
- 別記第4号様式に必要事項を記入の上、提出してください。住所が変更になった場合は、住民票の写しを添付してください。
- 県外に転出した場合は、その理由が分かる書類を添付してください。

交付決定者に対して行われる「現況報告等」(要綱第8条)は、必ず回答しなければならないものですか？

- 交付決定者に対し、移住後の状況を確認させていただくため、現況報告等を実施しますので、必ず回答してください。
- 現況報告等に応じない場合は、虚偽の内容で申請したものと推定し、交付した移住応援金の返還請求を行う場合があります。
- 現況報告等の依頼が届かないことがないよう、住所や電話番号が変更になった場合は、必ず変更届を提出してください。